

(証券コード6655)
2021年6月1日

株 主 各 位

愛知県春日井市味美町二丁目156番地

東洋電機株式会社

代表取締役 松尾昇光

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面による議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。株主様におかれましては、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月23日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県春日井市味美町二丁目156番地
当社本社 2階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員1名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyo-elec.co.jp/>）に当該修正事項と修正後の内容を掲載させていただきます。
- ◎ 当日は、ノーネクタイ（クールビズ）スタイルにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う当社の対応について

- 本総会にご来場される株主様は、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、総会会場におきまして下記の対策をいたします。
 - (1) 検温にご協力ください。検温の結果37.5℃以上の方は入場をお断りさせていただきます。
 - (2) 役員一同はマスクを着用させていただきます。
 - (3) 会場入り口付近など複数箇所にアルコール消毒液を設置いたします。会場への入場の際には、アルコール消毒液の噴霧にご協力ください。
 - (4) 体調が悪化し、またご気分が優れなくなった等の場合は、受付スタッフまでお申し出ください。
 - (5) 株主総会会場において、間隔を空けた座席配置とするため、例年よりも会場の座席数が減少する見込みです。満席となった場合にはご入場をお断りする場合がございます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 当日は、勝川駅から当社春日井工場間の送迎バスの運行を取りやめとさせていただきます。株主の皆様にはご不便をおかけしますが、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- 株主の皆様には当社をより深くご理解いただくため、例年総会終了後に開催しておりました「製品説明会」ならびに「工場見学会」につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から今年度は中止させていただきますので、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、2019年度終盤からの新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年3月期全般を通じて経済活動に対して大きな障害となりました。感染症の拡大に対して国から緊急事態宣言が何度も発出され様々な感染拡大防止策が取られてきましたが、収束の見通しが立たず厳しい経済環境が続きました。

国内制御装置関連事業におきましては、コロナ禍による先行き不透明感から、新規設備投資需要の減少により、全般的に売上は減少傾向となりました。

海外制御装置関連事業におきましては、いち早く中国国内市場が回復基調となり、南京華洋電気有限公司における盤事業が堅調であったこと等から、全般的に売上高は増加となりました。

樹脂関連事業におきましては、前半は新型コロナウイルス感染症の拡大による自動車製造部品用樹脂の需要減から厳しい受注環境で推移しましたが、後半は自動車製造業界の回復から改善に向かいました。

コロナ禍での企業活動は、これまでのような対面での営業セールスや商談等もままならず、また、展示会での出展や参加も大きく制限されました。海外においても、当連結会計年度は増収ではありましたが、コロナ禍の影響は大きく、営業活動への制約はこれまでになく大きな影響を受けてしまいました。

しかし、そのような中でも、リモート営業やリモートワークの環境を整え、直接面談ができないケースでも営業活動・事業活動ができるように努めてまいりましたが、機会損失も多く全般的には売上は大きく減少となりました。その結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、前連結会計年度に比べ国内制御装置関連事業では3部門とも減収となり、樹脂関連事業でも減収となりました。一方、海外制御装置関連事業は増収となりました。利益面では、4部門から3部門体制への統合に伴う合理化や経費削減に努めましたが、減収に伴う減益を補うことはできず、セグメント利益は前連結会計年度比減少となりました。売上高は7,766百万円(前連結会計年度比15.3%減)、営業利益は93百万円(前連結会計年度比55.9%減)、経常利益は208百万円(前連結会計年度比28.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は163百万円(前連結会計年度比20.3%減)となりました。なお、当連結会計年度の為替レートは、中国人民元が15.82円(前連結会計年度は15.60円)、タイバーツが3.44円(前連結会計年度は3.65円)と、前連結会計年度に比べ中国人民元は0.22円安、タイバーツは0.21円高で推移いたしました。

各セグメントの業績は、以下のとおりであります。

<国内制御装置関連事業（当社、東洋電機ファシリティーサービス株式会社、東洋板金製造株式会社）>

国内制御装置関連事業につきましては、エンジニアリング部門（前連結会計年度比412百万円減）、機器部門（前連結会計年度比364百万円減）、変圧器部門（前連結会計年度比611百万円減）と3部門とも減収となり、売上高は6,458百万円（前連結会計年度比1,389百万円減、17.7%減）となりました。利益面では、販売費及び一般管理費を抑制したものの売上減少を補うことはできず、セグメント利益は152百万円（前連結会計年度比107百万円減、41.4%減）となりました。

なお、部門別内容は以下のとおりであります。全般的には、コロナ禍が大きく影響しており、顧客企業の工場新設・改修等の設備投資需要の延期・中止等が色濃く出た感じは否めません。

エンジニアリング部門の売上につきましては、

- ・搬送制御装置分野は、物流関連の需要は堅調であるが前連結会計年度のような大口案件が無いため、中小口案件に対応しましたが、全般的には減少しました。
 - ・印刷制御装置分野は、新聞関連の設備投資が少なかったことにより、減少しました。
 - ・監視制御装置分野は、価格競争激化による大型案件の受注減少により、減少しました。
 - ・配電盤分野は、モータコントロールセンタ関連及び受配電関連の需要が拡大したことにより、増加しました。
- これらの結果、当部門の売上高は2,558百万円となりました。

機器部門の売上につきましては、

- ・センサ分野は、コロナ禍によりエレベータセンサ向け需要が縮小したことにより、減少しました。
- これらの結果、当部門の売上高は1,953百万円となりました。

変圧器部門の売上につきましては、

- ・コロナ禍の影響もあり、データセンター向けやメンテナンスサービス関連の需要後退、また設備投資延期等もあり、減少しました。
- これらの結果、当部門の売上高は1,946百万円となりました。

デバイスソリューション部門につきましては、

- ・コロナ禍における市場環境の低迷による影響を最小限に抑えるべく、経営資源の集約による各部門機能の強化及び業務の効率化を図ることを目的として、当部門を廃止し、2020年10月1日よりエンジニアリング部門および機器部門へ統合としました。なお、デバイスソリューション部門の9月までの売上は、前述のエンジニアリング部門と機器部門に分解して売上計上しています。

また、前連結会計年度比は、前連結会計年度の年間売上も同様に分解して2部門に計上した上で比較しております。

<海外制御装置関連事業（南京華洋電気有限公司、Thai Toyo Electric Co.,Ltd.）>

海外制御装置関連事業につきましては、南京華洋電気有限公司における盤事業で中国国内の日系企業向け需要が堅調であったことに加え、ローカル企業向けも増加したこと等から、電子事業部は前連結会計年度比減少したものの、全体の売上高は603百万円（前連結会計年度比95百万円増、18.9%増）となりました。利益面では、増収効果と前年からの経費抑制策などにより、セグメント利益は53百万円（前連結会計年度比27百万円増、106.0%増）となりました。

<樹脂関連事業（東洋樹脂株式会社）>

樹脂関連事業につきましては、コロナ禍の影響から自動車部品関連の需要が減少したことなどにより上期が大幅減収となりました。下期は回復に至ったものの、通期売上高は703百万円（前連結会計年度比106百万円減、13.1%減）となりました。セグメント利益は、売上の減少が主因で21百万円（前連結会計年度比2百万円減、8.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、主に老朽化等に伴う生産設備の更新、事務機器の更新を実施いたしました。

その結果、当社グループにおける設備投資総額は35百万円となりました。

<国内制御装置関連事業>

国内制御装置関連事業における設備投資額は22百万円となり、主な設備投資内容は以下のとおりであります。

・事務機器の更新 ： 6百万円（当社春日井工場および神屋工場）

<海外制御装置関連事業>

海外制御装置関連事業における設備投資額は8百万円となり、主に生産設備の更新を実施いたしました。

<樹脂関連事業>

樹脂関連事業における設備投資額は4百万円となり、主に生産設備の更新を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおける設備投資の所要資金につきましては、自己資金および借入金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症拡大、中国経済成長に伴う資材価格高騰等により国内外で厳しい状態が続いており、今後も楽観視することはできない状況です。

しかし、早晚ワクチン接種も進み、アフターコロナ、ウィズコロナという状態の中でビジネス環境は大きく変化し続けることと予想されます。当社グループといたしましては、この難局を乗り越えるために、第一次中期3年経営計画を策定いたしました。これまでも3年計画は策定してきておりますが、毎年変更するローリング方式で策定しておりました。今般は、中長期的な経営ビジョンをしっかりと持って、そのあるべき姿から、今後1年どのようなことに注力していくかという視点に切り替えた計画に変更しました。企業の成長は、持続可能な社会創りと一体と考えており、当社グループではSDGsを推進し、株主の皆様のご理解の下しっかりと成長してまいりたいと思います。そのために、以下の施策に取り組んでまいります。

① SDGsの推進

持続可能な社会創りに全社をあげて参画意識を高め、環境に優しい製品作りを通じて社会貢献をしていくことに注力していきます。そのために、第82期に新設したSDGs推進室の下、社員の思いと社会の思い、更に経営者の思いを融合させて、全員参加で策定した中期3年経営計画を断行してまいります。

② 受注・売上の確保

コア技術の成長・発展と粗利益を意識した営業戦略により競争優位性を向上させ、受注・売上の確保を目指してまいります。また、事業戦略に合致した製品の投入、海外・国内成長市場への新規・深耕開拓、在外子会社（南京華洋電気有限公司、Thai Toyo Electric Co.,Ltd.）との連携強化に努めてまいります。

③ 生産性向上と働き方改革

各製品に適した生産技術のレベルアップにより全社規模での生産性向上を目指してまいります。また、時間あたりの生産性に対する意識向上を図り、働き方改革の推進と経営体質の強化に努めてまいります。

④ 技術と開発

コア技術製品の競争力強化や次世代に繋がる技術・製品開発の推進、戦略的な知的財産マネジメント、産学連携を中心としたオープンイノベーションの活用による新製品のリードタイム短縮により全社的な技術レベルの向上に努めてまいります。

- ⑤ 人財育成と環境改善
女性活躍・ダイバーシティの取り組み推進により働き甲斐ある職場環境を整備していきます。技術継承を効率的かつ確実に実施するため「技術の見える化」を形にしていくことに拘り、それを活用し、将来を担う人財育成に活用してまいります。内部統制システムやリスク管理体制を充実し、コーポレートガバナンスとコンプライアンスの徹底、法令遵守の労務管理と安全衛生活動の啓蒙を進めてまいります。
- ⑥ その他の取り組み
自然災害や感染症の拡大（パンデミック）等の緊急事態に対し、事業継続計画（BCP）に基づき、事業継続マネジメント（BCM）に引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 79 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 80 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 81 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 82 期 (当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高 (千円)	8,551,310	9,026,131	9,166,337	7,766,838
経 常 利 益 (千円)	340,985	143,716	290,190	208,591
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	225,939	133,412	204,748	163,148
1株当たり当期純利益 (円)	52.47	31.36	48.33	38.45
総 資 産 (千円)	10,659,011	11,254,869	10,708,627	9,964,592
純 資 産 (千円)	5,756,323	5,626,705	5,720,094	5,800,177
1株当たり純資産額 (円)	1,309.61	1,305.32	1,324.58	1,339.80

- (注) 1. 上記売上高の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 第79期は、機器部門ならびに樹脂関連事業の売上が増加したことにより、売上高は前期に比べ増加したものの、原価率、販管比率の増加により経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益は前期に比べ減少しました。
3. 第80期は、変圧器部門ならびにエンジニアリング部門の売上が増加したことにより、売上高は前期に比べ増加したものの、材料価格の高騰などから原価率が悪化したことにより、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益は前期に比べ減少しました。
4. 第81期は、国内外の成長市場への新規深耕開拓、新規事業分野への積極的な展開などにより、売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益は前期に比べて増加しました。
5. 第82期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
6. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」[企業会計基準第28号 平成30年2月16日]等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

②当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第79期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第80期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第81期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第82期(当期) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高 (千円)	7,274,613	7,609,822	7,896,546	6,507,574
経 常 利 益 (千円)	196,981	59,977	176,534	184,861
当 期 純 利 益 (千円)	143,410	81,245	127,646	168,550
1株当たり当期純利益 (円)	33.31	19.10	30.13	39.73
総 資 産 (千円)	9,284,882	9,931,087	9,372,181	8,637,510
純 資 産 (千円)	5,004,668	4,874,218	4,876,237	4,975,157
1株当たり純資産額 (円)	1,162.35	1,153.14	1,151.06	1,171.51

- (注) 上記売上高の金額には、消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
東洋樹脂株式会社	196,000千円	100.0%	再生・機能性樹脂ペレットの製造・販売
東洋電機ファシリティサービス株式会社	10,000千円	100.0%	配電盤、変圧器のサービス・メンテナンス
東洋板金製造株式会社	10,000千円	100.0%	配電盤、変圧器の板金加工・組立・販売
南京華洋電気有限公司	30,980千 人民元	81.6%	監視制御装置、配電盤、センサの製造・販売
Thai Toyo Electric Co.,Ltd.	102,000千 バツ	99.9%	センサ等の製造・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	事 業 の 内 容
国内制御装置関連事業	監視制御装置、配電盤、変圧器、センサおよび表示器の製造・販売
海外制御装置関連事業	監視制御装置、配電盤およびセンサの製造・販売
樹脂関連事業	再生・機能性樹脂ペレットの製造・販売

(8) 主要な営業所および工場

【当社】

本社および春日井工場	愛知県春日井市味美町
神屋工場	愛知県春日井市神屋町
営業所 東京営業所	東京都千代田区
名古屋営業所	愛知県春日井市
大阪営業所	大阪市中央区

【東洋樹脂株式会社】

本社および工場 愛知県小牧市

【東洋電機ファシリティーズサービス株式会社】

本社 愛知県春日井市
味美工場 愛知県春日井市

【南京華洋電気有限公司】

本社および工場 中華人民共和国江蘇省南京市

【東洋板金製造株式会社】

本社 愛知県春日井市
神屋第2工場 愛知県春日井市

【Thai Toyo Electric Co.,Ltd.】

本社および工場 タイ王国チョンブリー県

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内制御装置関連事業	242名	5名減
海外制御装置関連事業	162名	10名減
樹脂関連事業	34名	1名減
合計	438名	16名減

(注) 上記従業員数には、嘱託・パートタイマ (103名) を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222名	5名減	42.0才	16.7年

(注) 上記従業員数には、嘱託・パートタイマ (90名) を含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
株式会社百五銀行	677,098千円
株式会社商工組合中央金庫	673,110千円
株式会社名古屋銀行	175,000千円
株式会社三井住友銀行	160,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株 (普通株式)
(2) 発行済株式の総数 4,694,475株 (自己株式447,682株を含む)
(3) 株主数 1,804名 (前期末比233名増)
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社城西	430千株	10.13%
東洋電機取引先持株会	325千株	7.65%
東洋電機従業員持株会	234千株	5.52%
株式会社商工組合中央金庫	232千株	5.47%
株式会社百五銀行	195千株	4.59%
松尾隆徳	173千株	4.07%
トヨテクノ株式会社	144千株	3.41%
松尾昇光	133千株	3.13%
第一生命保険株式会社	125千株	2.94%
日本生命保険相互会社	125千株	2.94%

- (注) 1. 当社は、自己株式を447,682株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(447,682株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社譲渡制限付株式9,475株

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	9,475株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	松尾 昇 光	経営管理本部担当・SDGs推進室長 南京華洋電気有限公司 董事
取締役 常務執行役員	井澤 宏	事業部担当 南京華洋電気有限公司 董事長
取締役 常務執行役員	加藤 茂 男	海外事業統括担当 (中国・ASEAN) 南京華洋電気有限公司 監事
取締役・監査等委員	森 正 一	
取締役・監査等委員	葛谷 昌 浩	公認会計士 シンクレイヤ株式会社 社外監査役
取締役・監査等委員	井上 誠	弁護士

- (注) 1. 監査等委員葛谷昌浩氏および井上誠氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員森正一氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員葛谷昌浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員井上誠氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、森正一氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当事業年度の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1)退任
松村和成氏、丹羽基泰氏、奥村光宏氏、松尾隆徳氏は、2020年6月23日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- (2)就任
2020年6月23日開催の第81期定時株主総会において、井澤宏氏、加藤茂男氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 監査等委員葛谷昌浩氏および井上誠氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額は、役位に基づく基本報酬、連結業績評価に基づく業績連動報酬、譲渡制限付株式付与による非金銭報酬で構成するものとし、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬額は、役位に応じた基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は業績連動賞与とし、基本賞与と業績連動賞与で構成するものとする。基本賞与は役位に基づき、業績連動賞与は連結売上高および連結業績の評価に基づき決定し、現金報酬として、一定の時期に支給することとする。当社の業績連動賞与に係る指標は、当社グループの連結業績の向上を目的として「連結売上高前期比」および「連結経常利益前期比」を用いて算定するものとする。（社外、監査等委員である取締役を除く取締役の「業績連動賞与」支給額算定式）

「業績連動賞与」支給額＝

$(\text{「基準額」} \times \text{「連結売上高前期比」} \times 0.5) + (\text{「基準額」} \times \text{「連結経常利益前期比」} \times 0.5)$

（注1）基準額は月額報酬に基づき決定をする。

（注2）前期比の上限は200%、下限は0%とする。

（ご参考）当事業年度の実績は基準額の77%となりました。

$(\text{「基準額」} \times \text{「連結売上高前期比85%」} \times 0.5) + (\text{「基準額」} \times \text{「連結経常利益前期比72%」} \times 0.5)$

「連結売上高前期比」＝当期連結売上高7,766,838千円÷前期連結売上高9,166,337千円＝85%

「連結経常利益前期比」＝当期連結経常利益208,591千円÷前期連結経常利益290,190千円＝72%

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として毎年、一定の時期に付与するものとする。

譲渡制限付株式報酬の対象期間（以下、「支給基準期間」という）は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までとする。なお、譲渡制限付株式報酬の支給時期および譲渡制限付株式の割当日は、当該支給基準期間内で、取締役会の決議により決定するものとする。

〔譲渡制限付株式報酬の概要〕

対 象 者	社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役
株 式 報 酬 枠	年額20百万円以内
上 限 株 数	年26千株以内
譲 渡 制 限 期 間	当社または当社の子会社の取締役（監査等委員であるものを含む）、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位のいずれからも退任する日までの期間

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とするものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役 社長執行役員 松尾昇光がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、かつ、取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、株式報酬は、社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役の役位による基本報酬に基づき決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。）	98,937	87,750	4,948	6,239	7
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20,550 (6,300)	20,550 (6,300)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計	119,487	108,300	4,948	6,239	10

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第79期定期株主総会におきまして、年額2億円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名です。
2. 取締役・監査等委員の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第79期定期株主総会におきまして、年額3千5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役・監査等委員の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
3. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
4. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の支給額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額6,239千円を含んでおります。
5. 譲渡制限付株式の付与による報酬は、2018年6月20日開催の第79期定期株主総会におきまして、年額2千万円以内、株式数の上限を年26,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名です。
6. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の支給人員および支給額には、2020年6月23日開催の第81期定期株主総会終結の時をもって退任した4名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 取締役（監査等委員であるものを除く。）

該当事項はありません。

- ② 取締役・監査等委員 葛谷 昌浩

ア. 重要な兼職先と当社との関係

シンクレイヤ株式会社の社外監査役であります。当社とシンクレイヤ株式会社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、また監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から質疑を行い、適宜意見を表明し、当社業務執行に対する適切な監督およびコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。

③ 取締役・監査等委員 井上 誠

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から質疑を行い、適宜意見を表明し、当社業務執行に対する適切な監督およびコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

21,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、会計監査人の報酬等の額については同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 子会社の監査の状況

当社の在外子会社である南京華洋電気有限公司、Thai Toyo Electric Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保する体制構築のために、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し、体制整備に努めております。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
 - イ. 取締役の職務執行に係る情報は、各情報ごとに責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し、保管する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害、品質、納期、情報セキュリティ、輸出入管理などに係るリスクについて、それぞれの責任部署を定め、規程・マニュアルの制定・配布などを実施し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。
 - イ. 個々のリスクに対し、責任部署や各委員会等（経営戦略会議、リスク管理部会、安全衛生委員会、資材調達委員会、品質保証委員会など）において検討し、リスク回避や低減に向けた改善を施す。
 - ウ. 内部監査室は、各委員会の会議に出席し、また部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
 - エ. 新たに生じたリスクは、すみやかに責任部署を定め、管理する体制を確保する。
- ③ 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

 - ア. 当社は執行役員制度を導入し、業務執行に専念する執行役員を置くことにより、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離を促進するとともに、迅速かつ的確な業務執行を実現する。
 - イ. 取締役・社員が共有する全社的な目標を定め、この目標の浸透を図るとともに、目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な目標を策定する。
 - ウ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
また取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、毎月1回の経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項や重要事項に係る意思決定を機動的に行うとともに、絞り込んだテーマについては、経営戦略会議を設け、詳細な議論と検討を行う。

- エ. 月次の業績は、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
- ④ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合していることを確保するための体制
- 当社および当社グループは、当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するように、以下のコンプライアンス体制を構築する。
- ア. 当社および当社グループは、取締役および使用人の企業倫理意識の向上と法令遵守のために、コンプライアンス規程に従い、規程の配布や研修を実施することで周知徹底を図り、グループ全体への浸透を図る。
- イ. 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、取締役会および監査等委員会に報告する。
- ウ. 当社および当社グループにおけるコンプライアンスの観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するために、内部通報ガイドラインの周知徹底を図る。
- ⑤ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制
- ア. 現在、監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役および使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を置くこととする。
- イ. 前項の具体的な内容は、監査等委員である取締役の意見を聴取し、関係各方の意見も十分に考慮した上で、取締役と監査等委員である取締役が意見交換して決定する。
- ウ. 補助使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令下で業務を行い、監査等委員である取締役以外からの指揮命令は受けない。
- エ. 補助使用人の任命・異動、人事評価および懲戒等については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。
- ⑥ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制およびその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社ならびに子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、法令に従い、直ちに監査等委員である取締役に報告する。
- イ. 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。

- ウ. 常勤監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外に、経営会議や各委員会などの重要会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとする。
 - エ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換などを実施し、連携を図ることとする。
 - オ. 監査等委員会は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を実施する。
 - カ. 監査等委員会は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - キ. 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、監査等委員でない取締役にその理由の開示を求めることができる。
- ⑦ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 関係会社管理規程に基づき、経営管理本部を管理担当部署として、関係会社に関する管理の適正化を図り、関係会社の指導・育成を促進し、企業集団としての経営効率の向上に努める。
 - イ. コンプライアンス規程に基づき、当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図る。
 - ウ. 当社および子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程について随時見直しを行う。
 - エ. リスク管理規程に基づいて、リスク管理部会を設置し、リスク管理体制を構築する。
 - オ. 当社内部監査室は、当社および子会社からなるグループ各社に対して監査を実施する。
- ⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかるとする事項
- ア. 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおり
であります。

① 取締役の業務執行

取締役会は、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役
会を開催し、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を
決議、業務執行状況を監督しております。また、取締役会は17回開催されてお
ります。その他、経営会議は12回、経営戦略会議は12回開催されております。

② 損失の危険の管理

当社グループの主な損失の危険について、各委員会等（リスク管理部会、安
全衛生委員会など）で検討しております。

③ 内部監査の実施

内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンス状況やリスク管
理状況等を定期的に監査し、代表取締役に報告しております。

④ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施して
おります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,770,155	流動負債	2,845,926
現金及び預金	2,945,042	支払手形及び買掛金	652,289
受取手形及び売掛金	2,202,073	電子記録債務	282,272
電子記録債権	632,038	短期借入金	1,293,294
商品及び製品	137,990	未払法人税等	34,537
仕掛品	431,808	未払消費税等	64,523
原材料及び貯蔵品	369,807	賞与引当金	145,007
その他	51,744	製品補償引当金	18,567
貸倒引当金	△351	その他	355,433
固定資産	3,194,436	固定負債	1,318,488
有形固定資産	2,132,911	長期借入金	539,266
建物及び構築物	731,648	長期未払金	164,064
機械装置及び運搬具	111,702	リース債務	66,050
土地	1,208,644	役員退職慰労引当金	32,199
建設仮勘定	2,532	退職給付に係る負債	446,974
その他	78,383	資産除去債務	62,360
		その他	7,574
無形固定資産	302,443	負債合計	4,164,414
リース資産	85,094	純資産の部	
土地使用権	170,799	株主資本	5,528,141
その他	46,549	資本金	1,037,085
		資本剰余金	872,015
投資その他の資産	759,081	利益剰余金	3,876,086
投資有価証券	331,461	自己株式	△257,045
繰延税金資産	303,434	その他の包括利益累計額	161,722
その他	124,485	その他有価証券評価差額金	71,635
貸倒引当金	△300	為替換算調整勘定	90,087
		非支配株主持分	110,312
資産合計	9,964,592	純資産合計	5,800,177
		負債及び純資産合計	9,964,592

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		7,766,838
売 上 原 価		5,618,390
売 上 総 利 益		2,148,447
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,054,708
営 業 利 益		93,738
営 業 外 収 益		154,588
受 取 利 息	1,380	
受 取 配 当 金	26,418	
受 取 賃 貸 料	37,441	
助 成 金 収 入	71,634	
そ の 他	17,713	
営 業 外 費 用		39,735
支 払 利 息	18,020	
不 動 産 賃 貸 原 価	16,889	
そ の 他	4,825	
経 常 利 益		208,591
特 別 利 益		30,674
固 定 資 産 売 却 益	42	
保 険 解 約 返 戻 金	30,632	
特 別 損 失		1,287
固 定 資 産 除 却 損	98	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,189	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		237,977
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41,173	71,269
法 人 税 等 調 整 額	30,096	
当 期 純 利 益		166,708
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,560
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		163,148

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,037,085	869,465	3,814,687	△263,067	5,458,170
連結会計年度中の 変 動 額					
譲渡制限付株式報酬		2,550		6,021	8,572
剰 余 金 の 配 当			△101,748		△101,748
親会社株主に帰属する当期純利益			163,148		163,148
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	-	2,550	61,399	6,021	69,971
当 期 末 残 高	1,037,085	872,015	3,876,086	△257,045	5,528,141

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	48,089	105,062	153,151	108,772	5,720,094
連結会計年度中の 変 動 額					
譲渡制限付株式報酬					8,572
剰 余 金 の 配 当					△101,748
親会社株主に帰属する当期純利益					163,148
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	23,546	△14,975	8,571	1,540	10,111
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	23,546	△14,975	8,571	1,540	80,082
当 期 末 残 高	71,635	90,087	161,722	110,312	5,800,177

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
子会社は全て連結しております。
当該連結子会社は、東洋樹脂(株)、東洋電機ファシリティーサービス(株)、南京華洋電気有限公司、東洋板金製造(株)、Thai Toyo Electric Co.,Ltd.の5社であります。
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
南京華洋電気有限公司及びThai Toyo Electric Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたり、2社については同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引は連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
総平均法による原価法
 - ② たな卸資産
 - a 商品・製品・半製品・仕掛品・原材料
主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - b 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - a 当社及び国内連結子会社
定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次の通りであります。
建 物 2～38年
機械装置 2～12年
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
 - b 在外連結子会社
定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
土地使用権
所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。
ソフトウェア
社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。
 - ④ 長期前払費用
定額法によっております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 製品補償引当金

当社は、製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② 退職給付に係る負債

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

1. 当年度の財務諸表に計上した金額 －千円
2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

固定資産の回収可能価額の決定にあたって使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額によっております。また、使用価値の見積りにあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額によっております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの算定方法については、取締役会により承認された中長期計画の数値を基に、経営環境等の外部要因（業界市場予測等）および内部の情報（予算情報および人事政策等）とを総合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や使用計画を考慮の上、算定しております。

また、中長期計画の見積り期間を超える期間の将来キャッシュ・フローは、従前の実績指標・計画達成推移に基づき、経営環境等の外部要因を踏まえた一定の成長率の仮定において見積りをしております。

将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ内の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方としております。

② 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、将来の中長期計画を基礎としており、その重要な仮定は売上高の成長率および原価率であります。

売上高成長率 平均成長率 4.7% 見積りレンジ (2.9%—6.7%)

原価率 平均原価率 75.4% 見積りレンジ (74.7%—76.2%)

売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響が、最長で2022年3月末まで継続し、収束後の経営環境は感染拡大以前と同水準に回復するものと仮定しております。

原価率は、原材料価格の高騰・海上輸送コンテナ不足等を背景に一定の原価率上昇を見込んでおります。

③ 翌年度の財務諸表に与える影響

現在、回収可能額が帳簿価額を上回っており、仮定が合理的な範囲で変化したとしても減損損失が発生する可能性は低いと考えております。しかしながら、主要な仮定の1つである売上高は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、将来キャッシュ・フローが減少した場合は、減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産)

1. 当年度の財務諸表に計上した金額 303,434千円
2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の決定にあたっては、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を、中長期計画を基礎として合理的な仮定に基づく業績予測によって検討しております。

また、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得・将来加算一時差異を考慮の上、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。

② 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、将来の中長期計画を基礎としており、その重要な仮定は売上高の成長率および原価率であります。

売上高成長率 平均成長率 4.7% 見積りレンジ (2.9%—6.7%)

原価率 平均原価率 75.4% 見積りレンジ (74.7%—76.2%)

売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響が、最長で2022年3月末まで継続し、収束後の経営環境は感染拡大以前と同水準に回復するものと仮定しております。

原価率は、原材料価格の高騰・海上輸送コンテナ不足等を背景に一定の原価率上昇を見込んでおります。

③ 翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定の1つである売上高の不確実性により、課税所得の見積り額が変動するため、将来減算一時差異と税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、回収可能性を考慮した結果として、税金負担額を軽減する効果を有さなくなったと判断される場合があります。当該事象発生時の取崩額として50,811千円が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. (1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	5,844千円
土地使用权	146,907千円
計	152,751千円
(2) 担保提供資産に対応する債務	
長期未払金	26,503千円
計	26,503千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	4,477,268千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式総数 普通株式 (株)	4,694,475	-	-	4,694,475
自己株式 普通株式 (株)	458,170	-	10,488	447,682

(注) 普通株式の自己株式の減少10,488株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	50,835	12	2020年 3月31日	2020年 6月24日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	50,913	12	2020年 9月30日	2020年 12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	42,467	10	2021年 3月31日	2021年 6月24日	利益剰余金

※ 1株当たり配当額10円 普通配当10円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年間ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

借入金、リース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内、最長で7年)、リース債務(最長で7年)は主に設備投資に係る資金調達です。このうち長期借入金につきましては、固定金利による資金調達である為、金利変動リスクはありません。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,945,042	2,945,042	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,202,073	2,202,073	—
(3) 電子記録債権	632,038	632,038	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	248,921	248,921	—
(5) 支払手形及び買掛金	(652,289)	(652,289)	—
(6) 電子記録債務	(282,272)	(282,272)	—
(7) 短期借入金	(1,055,000)	(1,055,000)	—
(8) 長期借入金	(777,560)	(774,200)	△3,359
(9) リース債務	(110,470)	(109,725)	△745

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、証券取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	97,858	206,171	108,312
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	48,004	42,750	△5,254
合 計		145,863	248,921	103,058

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債権並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金並びに (9) リース債務

長期借入金（1年以内に返済期限が到来するもの238,294千円含む）並びにリース債務（1年以内に返済期限が到来するもの44,420千円含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額82,539千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	2,945,042
受取手形及び売掛金	2,202,073
電子記録債権	632,038
合 計	5,779,155

(注4) 長期借入金及びその他有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,055,000	—	—	—	—	—
長期借入金	238,294	200,782	154,524	73,080	49,680	61,200
リース債務	44,420	44,929	14,545	4,310	2,265	—
合 計	1,337,714	245,711	169,069	77,390	51,945	61,200

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,339円 80銭
- 1株当たり当期純利益 38円 45銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

《参考》

連結包括利益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益	166,708
そ の 他 の 包 括 利 益 :	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23,546
為 替 換 算 調 整 勘 定	△13,662
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	9,884
包 括 利 益	176,592
(内 訳)	
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	171,719
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	4,873

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		6,507,574
売 上 原 価		4,913,791
売 上 総 利 益		1,593,783
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,626,647
営 業 損 失		32,863
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	55	
受 取 配 当 金	123,511	
受 取 賃 貸 料	32,023	
事 務 受 託 料	38,689	
受 取 口 イ ヤ リ テ イ	5,640	
助 成 金 収 入	48,102	
そ の 他	11,365	259,387
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,325	
不 動 産 賃 貸 原 価	21,222	
そ の 他	4,114	41,662
経 常 利 益		184,861
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	30,632	30,632
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,189	1,189
税 引 前 当 期 純 利 益		214,304
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,003	
法 人 税 等 調 整 額	37,751	45,754
当 期 純 利 益		168,550

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,037,085	857,265	12,199	869,465
事業年度中の変動額				
譲渡制限付株式報酬			2,550	2,550
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				-
事業年度中の変動額合計	-	-	2,550	2,550
当 期 末 残 高	1,037,085	857,265	14,749	872,015

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
別途積立金		繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	259,271	1,683,350	1,242,043	3,184,664	△ 263,067	4,828,148
事業年度中の変動額						
譲渡制限付株式報酬				-	6,021	8,572
剰 余 金 の 配 当			△101,748	△101,748		△101,748
当 期 純 利 益			168,550	168,550		168,550
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				-		-
事業年度中の変動額合計			66,801	66,801	6,021	75,373
当 期 末 残 高	259,271	1,683,350	1,308,844	3,251,466	△257,045	4,903,521

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	48,089	48,089	4,876,237
事業年度中の変動額			
譲渡制限付株式報酬		—	8,572
剰余金の配当		—	△101,748
当期純利益		—	168,550
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	23,546	23,546	23,546
事業年度中の変動額合計	23,546	23,546	98,919
当期末残高	71,635	71,635	4,975,157

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 製品・半製品・原材料・仕掛品

移動平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物 2～38年

機械及び装置 4～11年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 製品補償引当金

当社は、製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

1. 当年度の財務諸表に計上した金額 一千円
 2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
- ①当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

固定資産の回収可能価額の決定にあたって使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額によっております。また、使用価値の見積りにあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額によっております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの算定方法については、取締役会により承認された中長期計画の数値を基に、経営環境等の外部要因(業界市場予測等)および内部の情報(予算情報および人事政策等)とを整合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や使用計画を考慮の上、算定しております。

また、中長期計画の見積り期間を超える期間の将来キャッシュ・フローは、従前の実績指標・計画達成推移に基づき、経営環境等の外部要因を踏まえた一定の成長率の仮定において見積りをしております。

将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ内の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方としております。

- ②当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、将来の中長期計画を基礎としており、その重要な仮定は売上高の成長率および原価率であります。

売上高成長率	平均成長率	4.7%	見積りレンジ (2.9%— 6.7%)
--------	-------	------	----------------------

原価率	平均原価率	75.4%	見積りレンジ (74.7%—76.2%)
-----	-------	-------	-----------------------

売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響が、最長で2022年3月末まで継続し、収束後の経営環境は感染拡大以前と同水準に回復するものと仮定しております。

原価率は、原材料価格の高騰・海上輸送コンテナ不足等を背景に一定の原価率上昇を見込んでおります。

- ③翌年度の財務諸表に与える影響

現在、回収可能額が帳簿価額を上回っており、仮定が合理的な範囲で変化したとしても減損損失が発生する可能性は低いと考えております。しかしながら、主要な仮定の1つである売上高は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、将来キャッシュ・フローが減少した場合は、減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産)

1. 当年度の財務諸表に計上した金額 271,015千円
2. 会計上の見積もりの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の決定にあたっては、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性については、中長期計画を基礎としており、合理的な仮定に基づく業績予測によって検討しております。また、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得・将来加算一時差異を考慮の上、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。

②当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、将来の中長期計画を基礎としており、その重要な仮定は売上高の成長率および原価率であります。

売上高成長率 平均成長率 4.7% 見積りレンジ (2.9%— 6.7%)

原価率 平均原価率 75.4% 見積りレンジ (74.7%—76.2%)

売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響が、最長で2022年3月末まで継続し、収束後の経営環境は感染拡大以前と同水準に回復するものと仮定しております。

原価率は、原材料価格の高騰・海上輸送コンテナ不足等を背景に一定の原価率上昇を見込んでおります。

③翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定の1つである売上高の不確実性により、課税所得の見積り額が変動するため、将来減算一時差異と税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、回収可能性を考慮した結果として、税金負担額を軽減する効果を有さなくなると判断される場合があります。当該事象発生を取崩額として50,811千円が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,710,340千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	114,019千円
長期金銭債権	9,633千円
短期金銭債務	189,699千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	48,714千円
仕入高	1,322,982千円
原材料有償支給高	187,789千円
その他営業取引の取引高	5,361千円
営業取引以外の取引高	162,278千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式 普通株式 (株)	458,170	-	10,488	447,682

(注) 普通株式の自己株式の減少10,488株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税否認	7,466千円
賞与引当金否認	35,516千円
退職給付引当金否認	109,972千円
未払役員退職慰労金否認	31,863千円
関係会社株式評価損否認	6,098千円
繰越欠損金	50,811千円
資産除去債務	17,317千円
その他	74,096千円
繰延税金資産小計	333,141千円
評価性引当額	△30,703千円
繰延税金資産合計	302,438千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△31,422千円
繰延税金負債合計	△31,422千円

繰延税金資産の純額

271,015千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	東洋電機ファシリティーズサービス(株)	愛知県春日井市	10,000	配電盤及び変圧器のサービス・メンテナンス	100 直接	役員の兼任	※商品の仕入	312,753	買掛金	114,242
							受取配当金	81,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

※ 商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,171円	51銭
2. 1株当たり当期純利益	39円	73銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

東洋電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

東洋電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 浩 彦 ㊟
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 松 岡 和 雄 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

東洋電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 森 正 一 ㊟

監 査 等 委 員 葛 谷 昌 浩 ㊟

監 査 等 委 員 井 上 誠 ㊟

(注) 監査等委員葛谷昌浩及び井上誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきまして、株主の皆様に対する安定的配当を実施することを基本方針とし、また財務体質の強化を図りながら将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実にも努めております。

このような方針のもと当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき10円、総額42,467,930円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
1	まつお しょうこう 松 尾 昇 光 (1973年1月24日生)	1998年4月 日東工業株式会社入社 2001年4月 当社入社 2009年12月 当社管理本部経理部長 2010年6月 当社取締役管理本部経理部長 2011年11月 当社取締役事業本部長付 2012年2月 当社常務取締役 2012年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役 社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役 社長執行役員 経営管理本部担当・SDGs推進室長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 南京華洋電気有限公司 董事	133,201株
2	いざわ ひろし 井 澤 宏 (1967年4月24日生)	1990年4月 C K D株式会社入社 2007年11月 当社入社機器事業部製造部長 2017年1月 当社機器事業部副事業部長 2017年4月 当社機器事業部長 2017年6月 当社取締役機器事業部長 2018年6月 当社執行役員機器事業部長 2019年6月 当社執行役員 エンジニアリング事業部長 2020年4月 当社常務執行役員 エンジニアリング事業部長 兼デバイスソリューション事業部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員 事業部担当 エンジニアリング事業部長 兼デバイスソリューション事業部長 2020年10月 当社取締役常務執行役員 事業部担当 2021年4月 当社取締役常務執行役員 事業部担当 変圧器事業部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 南京華洋電気有限公司 董事長	8,912株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
3	か が よしたか 加 賀 美 孝 (1964年12月19日生)	1988年4月 商工組合中央金庫（現株式会社商工組 合中央金庫）入庫 2014年3月 同金庫名古屋審査室長 2016年7月 同金庫東大阪支店長 2018年8月 同金庫浜松支店長 2020年4月 当社出向取締役専務執行役員付 2020年6月 当社経営管理本部長 2020年10月 当社入社執行役員経営管理本部長 2021年4月 当社執行役員経営管理本部長 兼企画部長 （現在に至る） （重要な兼職の状況） 南京華洋電気有限公司 董事	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松尾昇光氏は代表取締役として経営ビジョンの策定、経営戦略の立案および遂行においてリーダーシップを発揮しております。取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験および見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。
- 井澤宏氏は当社入社以来、事業部長を歴任し、経営戦略を統括・実行してきました。当社取締役就任後はその豊富な知見を活かし当社経営に対して適切な発言・監督を行っています。当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進するために必要な経験および見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。
- 加賀美孝氏は前職での豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社入社以来、その豊富な知見を活かし当社経営に対して適切な発言・監督を行っております。当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進するために必要な経験および見識を有しているため、新任の取締役候補者といたしました。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の職務の執行に関して負担することとなる損害の損害賠償責任または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社株式の数
1	加藤 茂 男 (1959年9月22日生)	1982年3月 当社入社 2006年4月 当社エンジニアリング事業部営業部長 2011年11月 当社事業本部神屋工場工場長付 2012年4月 当社事業本部神屋一工場長 2014年6月 当社取締役エンジニアリング事業部長 2018年4月 当社取締役常務付 2018年6月 当社執行役員 中国事業担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員 海外事業統括担当（中国・ASEAN） （南京華洋電気有限公司出向） 2021年3月 当社取締役常務執行役員 海外事業統括担当（中国・ASEAN） （現在に至る）	5,700株
2	葛谷 昌 浩 (1962年11月13日生)	1991年1月 青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入社 1995年12月 同社退職 1996年3月 公認会計士葛谷昌浩事務所開設 同事務所所長（現任） 1996年4月 公認会計士登録 1996年5月 税理士登録 2002年6月 シンクレイヤ株式会社社外監査役（現任） 2011年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役・監査等委員 （現在に至る）	3,300株
3	井 上 誠 (1967年9月5日生)	2007年9月 弁護士登録 2007年9月 宇都木法律事務所勤務 2010年3月 同所退所 2010年4月 高木・井上法律事務所パートナー弁護士 2012年4月 外堀通り法律事務所（事務所名称変更） 同事務所弁護士（現任） 2019年6月 当社取締役・監査等委員 （現在に至る）	700株

- (注) 1. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 葛谷昌浩氏および井上誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 葛谷昌浩氏および井上誠氏につきましては、会計および法務に関する豊富な知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

4. 加藤茂氏は当社入社以来、営業部長、工場長として現場における豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、海外事業統括担当として中国・ASEAN地域での見識も豊富に有しております。当社の会社状況に精通していることから、取締役監査等委員として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新任の取締役監査等委員候補者といたしました。葛谷昌浩氏は過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務および会計に関する豊富な専門知識・経験を備えており、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。今後、引き続き当社の監査体制のさらなる強化に向けた提言および発言していただくことにより企業価値の向上が期待されることから、社外取締役監査等委員候補者としました。葛谷昌浩氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、井上誠氏は過去に社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する幅広い知識を有しており、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。今後、引き続き当社の監査体制のさらなる強化に向けた提言および発言していただくことにより企業価値の向上が期待されることから、社外取締役監査等委員候補者としました。井上誠氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の職務の執行に関して負担することとなる損害の損害賠償責任または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 葛谷昌浩氏および井上誠氏につきましては、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠の監査等委員1名選任の件

現在の補欠の監査等委員選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

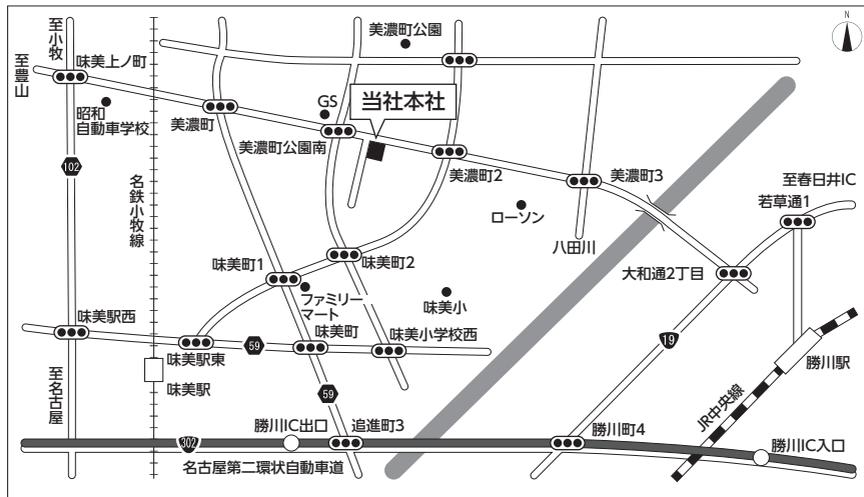
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
はら 原 たけゆき 武之 (1977年3月26日生)	2003年10月 森・濱田松本法律事務所入所 (第二東京弁護士会) 2006年9月 同所退所 2006年10月 川上法律事務所(現 オリンピア法律事務所) に移籍独立(愛知県弁護士会) 2017年2月 オリンピア法律事務所設立(愛知県弁護士会) 同事務所弁護士(現任) (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の監査等委員候補者(社外取締役)であります。
3. 原武之氏を補欠の監査等委員候補者(社外取締役)とした理由は、過去に社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する幅広い知識を有しており、その知識を持って当社の経営に対し、幅広い視点からの助言や、業務執行に対する適切な監督およびガバナンス体制の強化に期待したためであり、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 候補者は、当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であり、独立性を損なうものではありません。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の職務の執行に関して負担することとなる損害の損害賠償責任または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。原武之氏が、監査等委員に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 原武之氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県春日井市味美町二丁目156番地
当社本社2階会議室
電話 (0568) 31-4191 (代表)



交通のご案内

- ・当日は、勝川駅から当社春日井工場間の送迎バスの運行を取りやめとさせていただきます。株主の皆様にはご不便をおかけしますが、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- ・春日井ICから国道19号を名古屋方面へ進み、「大和通2丁目」交差点を右折し約5分。勝川IC上り出口から国道302号「追進町3丁目」交差点を左折、県道59号を犬山方面へ進み、「美濃町」交差点を右折し約1分。
- ・JR中央線「勝川駅」から名古屋空港方面へタクシーで約10分
- ・JR中央線「勝川駅」から徒歩約30分
- ・名鉄小牧線「味美駅」から徒歩約10分

お車の方は当社構内の駐車場をご利用ください。

【新型コロナウイルス感染症に伴う当社の対応について】

- 株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- また、本株主総会会場において、検温、アルコール消毒液の設置など感染拡大防止のための措置を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましてはご協力のほど、お願い申し上げます。

